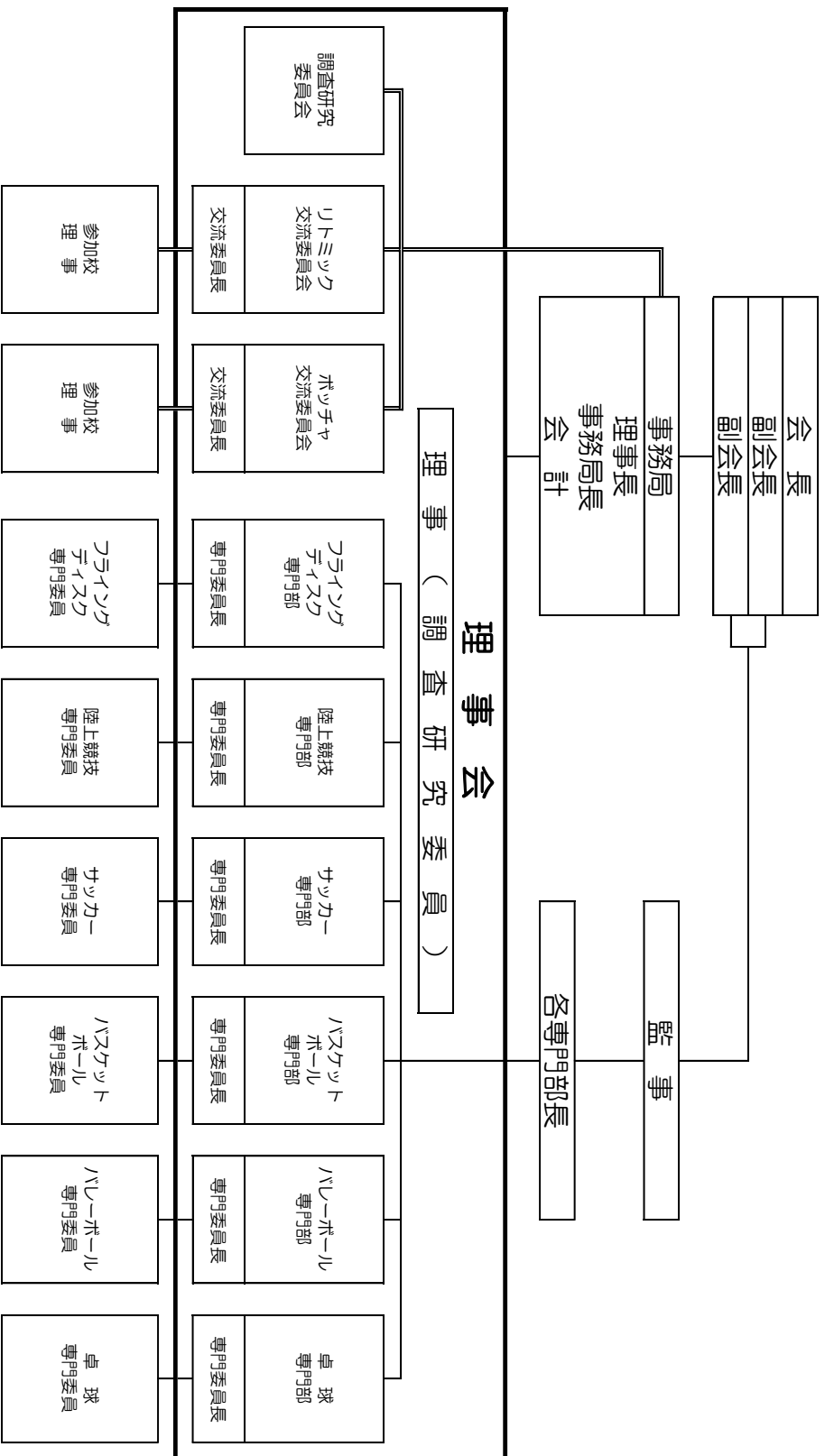


規 約

岐阜県立特別支援学校体育連盟の組織図



2 岐阜県特別支援学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟は、事務局を会長の勤務する学校に置く。事務局は、本連盟の庶務を掌る。

第2章 目的

第3条 本連盟は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒に体育及びスポーツを奨励し、明るくたくましい人づくりの推進を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒を対象とした大会、記録会又は講習会の開催及び職員向け講習会の実施、助成
- (2) 体育活動及びスポーツに関する広報及び研究、調査
- (3) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項

第4章 組織

第5条 本連盟は、岐阜県内特別支援学校をもって組織する。

第6条 本連盟に次の組織を置く

- (1) 専門部 フライングディスク専門部、陸上競技専門部、サッカー専門部、
 バスケットボール専門部、バレーボール専門部、卓球専門部
- (2) 交流委員会 ボッチャ交流委員会、リトミック交流委員会
- (3) 委員会 調査研究委員会

2 前項各号の組織に関する必要な事項は、別に定める。

第7条 本連盟は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

第5章 役員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 庶務 | 若干名 |

- | | |
|--------------|---------|
| (5) 理事 | 各校1名 |
| (6) 監事 | 2名 |
| (7) 専門部長 | 各専門部1名 |
| (8) 専門委員長 | 各専門部1名 |
| (9) 交流委員長 | 事務局より1名 |
| (10) 調査研究委員長 | 事務局より1名 |

第9条 会長及び副会長は、特別支援学校長会より選出する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、事務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第10条 理事長は、特別支援学校教頭又は特別支援学校部主事の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の指示により本連盟の常務を掌る。
- 3 庶務は、本連盟の事務を掌る。

第11条 理事は、各校から1名選出し会長が委嘱する。

- 2 理事は、理事会で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第12条 監事は、副会長が所属する特別支援学校教頭の中から会長が委嘱する。

- 2 監事は、会計を監査する。

第13条 専門部長は、各専門部より1名選出し会長が委嘱する。

第14条 専門委員長は、各1名選出し部長が委嘱する。

- 2 専門委員長は、理事会に出席し、その表決に加わる。

第15条 交流委員長は、事務局よりより1名選出し、会長が委嘱する。

- 2 交流委員長は、理事会に出席し、その表決に加わる。

第16条 調査研究委員長は、事務局よりより1名選出し、会長が委嘱する。

- 2 調査研究委員長は、理事会に出席し、その表決に加わる。

第17条 役員の任期は、1ヶ年とし再任を妨げない。

第6章 会議

第18条 本連盟に次の会議を置く。なお、構成メンバーは次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めたものを加えることができる。

- (1) 理事会（会長、副会長、理事長、庶務、理事、専門委員長、交流委員長、調査研究委員長）
- (2) 専門部代表者会議（会長、副会長、理事長、庶務、専門委員長、交流委員長、調

査研究委員長)

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は必要に応じて特別会議を招集することができる。

第19条 理事会は、本連盟の決議機関であり、年2回これを開き、理事長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員改選に関すること。
- (4) 分担金の決定に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第20条 専門部代表者会議は、年1回開催し、理事長が議長となり、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員改選に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第21条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

第7章 会計

第22条 本連盟の経費は、加盟校の分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第23条 加盟校の分担金等については、別に定める。

第24条 東海大会以上に出場する選手やチームに対しては、支援費として、活動経費の一部を各専門部を通して補助することができる。

第25条 支援費の金額については、別に定める。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 事務局

第27条 本連盟の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局に関する事項は、別に定める。

第9章 補則

第28条 本規約の施行について、必要な細目は理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 本規約は、昭和59年6月6日から施行する。
- 2 一部改正 昭和61年5月24日、平成2年4月1日、平成3年4月1日
平成5年4月1日、平成6年4月28日、平成9年5月7日
平成16年4月1日、平成19年4月1日、平成24年4月26日
平成26年2月7日、平成28年2月12日 平成28年4月1日
平成29年2月20日、令和2年2月26日
令和3年4月28日

3 岐阜県特別支援学校体育連盟内規

(大会等の開催)

第1条 専門部が実施する各大会への出場者については、専門部で検討し、決定する。

第2条 専門部が招集する大会及び記録会等については、専門部が運営するものとし、専門部が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

(競技種目の加盟)

第3条 専門部に加入する競技種目については、当該年度の事業報告・決算、次年度の事業計画・予算を提出し、連盟の理事会の決議を経た上、当該年度の校長会に報告する。

(交流委員会の開催)

第4条 交流委員会が実施する交流会への参加者については、参加校で検討し、決定する。

第5条 交流委員会が招集する交流会については、事務局が運営するものとし、交流委員会が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

(役員・役員の職務)

第6条 理事は、専門委員長、委員会委員長を兼務することができる。

第7条 庶務は、広報計画を作成し、専門部、交流委員会から提出された大会・競技会・交流会の結果・様子等に関する情報をもとに、岐阜県特別支援学校体育連盟ホームページに関する補足に基づき広報活動を行う。専門部、交流委員会は、計画に基づき、毎月第一週金曜日までに広報のための情報を事務局へ提出する。

(情報提供の項目例)

① 大会名・競技会名・交流会名	
② 期日・場所	
③ 大会名・競技会・交流会の様子	
④ 選手名(個人情報保護の範囲内)	⑤ 記録
⑥ 写真(個人情報保護の範囲内)	

附則

1 本内規は、平成26年4月1日より施行する。

2 一部改正 平成27年1月26日、平成27年2月13日
平成28年4月1日
令和3年4月28日

岐阜県立特別支援学校体育連盟ホームページに関する補足

1. ホームページの掲載内容

- 岐阜県立特別支援学校体育連盟ホームページ掲載については、各競技専門部、交流会、各校の取り組みを公開する。
 - 各競技専門部・・・大会、交流試合、講習会
 - 交流会・・・交流内容
 - 各校の取り組み・・・地域で参加している体育的行事、生涯スポーツイベント

順番	担当校	順番	担当校	順番	担当校
1	大垣・盲	5	各特・揖斐	9	岐阜・清流
2	龔・可茂	6	飛騨・吉城	10	恵那・希望
3	中濃・郡上	7	海津・下呂	11	長良・西濃
4	羽島・本巣	8	関・東濃		

2. ホームページの掲載手順、期日

- 公開回数
年1回 各回原稿2ページまでとする。(文字+写真)
- 原稿提出時期
各専門部の原稿提出は、事業実施翌月末(事業計画に準ずる)データで行う。
リトミック交流会については、実施後、事務局が各校の実施報告(写真含)をまとめて公開する。

3. ホームページ掲載における注意事項

- 氏名、写真を掲載する場合は、各校で個人情報掲載について必ず確認をする。
※卒業後も掲載可能な児童生徒のみを掲載する。
- PDF ファイルへの直接リンク(原稿をそのまま掲載)はしない。

4. ホームページの原稿形式

- 各学校内でひな型(テンプレート)を統一する。(タイトル表記・構成等)
- 部活動ごとに Word ファイルを分けてデータを作成する。
- 文字原稿(Word)とは別に写真ファイルを提供する。
※Word ファイル内に貼り付けた写真は使用できない。
- 機種依存文字についての使用は、原則として使用しない。

附則

- 本補足は、令和3年4月28日より施行する。

4 岐阜県特別支援学校体育連盟加盟校分担金等に関する細則

第1条 この細則は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約第20条及び第22条に基づき定める。

第2条 加盟校の分担金は、各学校より、児童生徒数に応じ、以下のように徴収する。

児童生徒数

50名まで…	5,000円	100名まで…	10,000円
200名まで…	15,000円	300名まで…	25,000円
300名以上…	30,000円		

- 児童生徒は5月1日に在籍している者とする。ただし、休学者は含まない。
- 納入された分担金は、原則として返還しない。

第3条 県内大会を経て、東海大会、全国大会に出場する選手やチームについては、支援金として、大会参加費等、生徒の活動に関わる経費を専門部を通して以下のように補助することができる。

東海大会

個人競技	3,000円	団体競技	10,000円
------	--------	------	---------

全国大会

個人競技	10,000円	団体競技	30,000円
------	---------	------	---------

- 盲学校、聾学校については、生徒の活動に関わる経費を事務局を通して補助することができる。

第4条 大会運営に際し、役員・補助員を他の団体等に依頼する場合、その日当は下記のように定める。団体等に謝礼等についての規定がある場合は、その規定に従うものとする。

役員 2,000円 補助員 500円（相当の飲食）

※高校生については、補助員と同じとする。

附 則

- この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 一部改正 平成29年2月20日
令和3年4月28日

(総則)

第1条 この規程は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約第24条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会議等の庶務に関すること。
- (2) 事業の連絡調整に関すること。
- (3) 文章及び公印の管理に関すること。
- (4) 経理事務に関すること。
- (5) その他、連盟の運営及び管理に関すること。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項については理事長が定める。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

岐阜県特別支援学校体育連盟専門部規程

(総則)

第1条 この規程は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）の専門部の運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 当部は競技別専門部と称し、専門部の事務局は、専門部長の在職校に置く。

(目的)

第3条 専門部は、県内の特別支援学校の児童生徒に当該競技を普及し、生涯スポーツの振興を図るとともに連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 専門部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒の該当競技を通じた活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 専門部や該当競技の活動に関する広報
- (3) その他、専門部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 専門部は、競技種目別に組織し、1組織図に準ずる。

(役員)

第6条 専門部に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 専門部長 | 1名 |
| (2) 専門委員長 | 1名 |
| (3) 専門委員 | 若干名 |
| (4) 庶務 | 若干名 |
| (5) 監事 | 1名 |

第7条 専門部長は、特体連会長が委嘱する。

2 専門部長は、専門部を代表し、事務を総括する。

第8条 専門委員長は、専門部参加校の専門委員の中から選出し、専門部長が委嘱する。

2 専門委員長は、専門部長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執行する。

第9条 専門委員は、専門部参加校より1名選出し、専門部長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

2 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

3 部長は必要に応じて加盟校より委員を委嘱することができる。

第10条 庶務は、専門委員の勤務する学校から選出し、専門部長が委嘱する。

2 庶務は、会計および記録、広報活動のとりまとめを行う。

第11条 監事は、会務を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部長が委嘱する。

2 監事は、会務を監督し、会計の監査を行う。

第12条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第13条 専門部の会議は、競技別部顧問代表者会議及び競技別部顧問会議とする。

2 競技別部顧問代表者会議及び競技別部顧問会議は、部長が招集する。

第14条 競技別部顧問代表者会議は、随時これを開き、委員長が議長となり、次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業報告及び事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の改選に関すること。

(4) 規程の改正に関すること。

(5) その他、必要な事項に関すること。

第15条 会議は、役員の半数以上の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(会計)

第16条 専門部の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充て、会計年度は連盟規約に準ずる。

(事務局)

第17条 専門部の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

(補則)

第18条 この規程の施行についての必要な細目は、競技別部顧問代表者会議の決議を経て、部長が定める。

附 則

- 1 本規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成28年4月1日
令和3年4月28日

7 岐阜県特別支援学校体育連盟

ボッチャ交流委員会、リトミック交流委員会会則

(総則)

第1条 この会則は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条（2）交流委員会の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟ボッチャ交流委員会、リトミック交流委員会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本会は、県内の特別支援学校の児童生徒にボッチャ交流会及びリトミック交流会を普及し、生涯スポーツの振興を図るとともに連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒のボッチャ交流会及びリトミック交流会活動に関する交流会及び講習会等の開催
- (2) ボッチャ交流会及びリトミック交流会に関する広報
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 交流委員長 1名
- (2) 交流委員 交流会参加校1名（理事または交流会主務者）

(組織)

第5条 交流委員長は、連盟の会長が指名した者をもって充てる。

2 交流委員は、交流会参加校から1名ずつ選出し、連盟の会長が委嘱する。

第6条 交流委員長は、本会を代表し、会務を総理する。また、交流委員長に事故があるときは、連盟の会長が指名した者が代行する。

(任期)

第7条 役員任期は、連盟規約に準ずる。

(会議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) ボッチャ交流委員会
- (2) リトミック交流委員会

2 ボッチャ交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動顧問）で構成する。

3 リトミック交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動）で構成する。

第9条 会議は、連盟会長が招集し、第3条に掲げた事業の遂行及び本会の運営のために必要な事項を審議する。

2 会議は、それぞれ構成員の半数以上の出席を必要とする。

3 会議の議長は、交流委員長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(事務局)

第10条 本会の事務の処理にあたっては、連盟の事務局でこれを行う。

2 事務に関し、必要な事項は連盟の理事長と協議の上、交流委員長がその都度定める。

(会計)

第11条 本会の経費は、連盟加盟校分担金の収入をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は、連盟規約に準ずる。

附 則

1 本会則は、令和3年4月28日から施行する。

8 岐阜県特別支援学校体育連盟

ボッチャ交流委員会、リトミック交流委員会 細則

第1条 事務局が実施するボッチャ交流会、リトミック交流会の参加者については、参加校で検討し、決定する。

第2条 事務局が実施するボッチャ交流会、リトミック交流会については、事務局が運営するものとし、事務局が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

第3条 交流委員長は、事務局から選出する。

2 理事は、交流委員長を兼務することができる。

第4条 交流委員長は、広報計画を作成し、交流委員から提出された活動に関する情報をもとに、ホームページ等で広報活動を行う。交流委員は、広報のための情報を事務局へ提出する。

附 則

1 本細則は、令和3年4月28日から施行する。

(総則)

第1条 この会則は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟調査研究委員会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 本会は、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「連盟」という。）に加盟する学校の体育・スポーツに関して研究及び調査し、学校教育の一環としての体育・スポーツの振興発展に資する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会等の開催に関すること。
- (2) 研究及び諸調査に関すること。
- (3) その他、本会の運営に必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 各校1名

第5条 委員長は、連盟の会長が指名した者をもって充てる。

2 委員は、各校1名ずつ選出し、連盟の会長が委嘱する。

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。また、委員長に事故があるときは、連盟の会長が指名した者が代行する。

(任期)

第7条 役員の任期は、連盟規約に準ずる。

(会議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 調査研究委員会
- 2 調査研究委員会は、委員長及び委員で構成する。

第9条 会議は、連盟会長が招集し、第3条に掲げた事業の遂行及び本会の運営のために必要な事項を審議する。

- 2 会議は、それぞれ構成員の半数以上の出席を必要とする。
- 3 会議の議長は、委員長があたる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(事務局)

第10条 本会の事務の処理にあたっては、連盟の事務局でこれを行う。

- 2 事務に関し、必要な事項は連盟の理事長と協議の上、委員長が別に定める。

(会計)

第11条 本会の経費は、連盟の収入、その他をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は、連盟規約に準ずる。